

請 願 要 旨

2010年12月議会に上程され、否決された(仮)町田市自治基本条例案は、最高規範としての位置づけもなく、主体者としての市民の権利も明記されていない条例案でした。制定の過程に関する情報や市民及び住民の関与も不明確で、「情報共有と市民協働」の要素の薄い条例案であったと言わざるをえません。

2006年の「町田市自治基本条例検討委員会答申」でも示されているように、自治基本条例は、地方政府としての自治体の憲法です。地方自治の本旨である住民自治と団体自治を確立するためには、市民及び住民参加に基づく、主体間のガバナンス（協治）を市政運営の基本として「市民及び住民の権利や責務、議会の権能や責務、市及び執行機関の役割と責務、それらを具現化する手続きや仕組みを明記したもの」とされているのが一般の理解と思います。

また自治の柱となるこの条例は、地域民主主義の見地からしても、多くの市民及び住民の多様な意見を通して合意形成を図るという「策定プロセス」に大きな意義があります。

この「策定プロセス」は、自治の責任ある担い手としての市民及び住民の学びの場でもあり、市民及び住民の信託に基づく市政の更なる発展に貢献するものと信じます。

以上の理由から、町田市の新しい自治の形を示す「自治基本条例」を策定するために、市民及び住民の参加を得て協議の場を設置し、十分な時間をかけて議論を尽くすことを求めます。

請 願 項 目

1. 自治基本条例を再検討するに当たっては、行政主導ではなく、市民及び住民の参加を保障してください。
2. 全市的な議論を尽くすための情報共有と協議の場を持ち、しっかりと時間と手間をかけて再検討してください。
3. 全国的に議論されている同条例の趣旨、意義、実効性等に対する批判を、明確に論駁できるだけの理論的な裏付けを持って検討をしてください。